

選挙運動費用収支報告書の手引き

I 選挙運動費用収支報告の趣旨

出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、これらの事項を記載した選挙運動費用収支報告書（以下「報告書」という。）を市区町村の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければなりません。

更に、この報告書は、委員会においてその要旨が公表されるとともに、委員会において受理した日から3年間保存され、その間誰でも閲覧することができることになっています。

報告書の提出及び公開は、選挙の公正明朗を確保しようとする趣旨を有する重要な制度です。出納責任者は、次の事項に留意して、真正な報告書を適正に提出されるようお願いします。

なお、報告書及び添付書類の提出を怠り又はこれらに虚偽の記載をした者は、処罰（公職選挙法（以下「法」という。）246V - II）されます。

II 総括的事項

1 報告書に記載すべきもの

(1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

ア 候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附も、すべて含まれます。

イ 金銭によらない寄附（たとえば、労務の無償提供、選挙事務所の無償提供など。）も時価に換算して含まれます。

ウ 寄附の約束も含まれます。

(2) (1)の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日（1万円を超える者は個別に記載）

(3) 選挙運動に関するすべての支出

ア 立候補届出後は、電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動費用を除き、出納責任者以外の者は、出納責任者の文書による承諾を得ない限り、選挙運動に関する支出は一切できないこととされていますが、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出であれば、第三者が行った支出であっても、すべて選挙運動費用に含まれます。（法 187①、197①Ⅱ）

イ 立候補準備のために要した費用も候補者又は出納責任者となった者がした支出又はこれらの者と意思を通じてした支出は、選挙運動費用に含まれます。（197①Ⅰ）

ウ 選挙運動費用に算入されない支出例は、P.6 以下のとおりです。

(4) (3)の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

2 添付書類

報告書には、次の文書を添付することになっています。

- (1) 領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）

3 提出すべき者

委員会に届出された出納責任者が提出することになっています。

4 提出方法

委員会が交付した報告書用紙に所要事項を楷書で記載し、1部提出してください。

5 提出期限

第1回の報告書は、選挙の日の翌日から起算して15日に当たる日の午後5時までに、それまでの収支をすべて精算して一括して提出してください。

第2回以後の報告書は、その収入又は支出がなされた日の翌日から起算して7日以内に提出してください。

Ⅲ 記載の方法

報告書は、報告書用紙の末尾に記載してある「備考」を参照するほか、次の事項に留意の上記載してください。

1 選挙の種類欄

「令和 ○年 ○○月 ○○日執行 ○○選挙」と記載してください。

2 候補者の住所、氏名欄

候補者届出書に記載した住所及び氏名を記載してください。

3 期間欄

当該報告書に記載された収支のうち最初になされた収入又は支出の期日から最後になされた収入又は支出の期日までを期間として記載してください。

4 収入の部

(1) 一般的事項

ア 寄附又はその他の収入で 1 件 1 万円を超えるものについては、その各件ごとに記載してください。たとえば、同一人が3日連続して毎日1万5千円の寄附をした場合でも一括して記載することなく、各件別に記載してください。

イ 1 件1万円以下のものについては、種別（(4)参照）ごとに各収入日における合計額を記載してください。この場合、備考欄に「1 件1万円以下○件」と記載してください。

なお、寄附については、1 件1万円以下のものについても必要に応じて、各件ごとに記載しても差し支えありません。

ウ 収入の日付の順に記載してください。

エ 労務の無償提供や選挙事務所の無償提供などの場合は、時価に換算して「寄附」として収入の部に記載するとともに、同額を支出の部にも記載してください。

(2) 「月日」欄

寄附のあった日付又はその他の収入のあった日付を記入してください。

なお、寄附の約束のあった場合は、その約束のあった日付（寄附の約束のあった旨、並びにその履行があったときはその旨及び年月日については備考欄に記載する。）を記載してください。

(3) 「金額又は見積額」欄

算用数字ではっきりと記載してください。

(4) 「種別」欄

ア 「寄附」又は「その他の収入」のどちらかを記載してください。

イ 「寄附」とは、選挙運動の財源たらしめる目的をもって、或いは直接そのものを選挙運動に使用させる目的をもってなされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付（供与又は交付の約束を含む。）を受けたもので、党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

金銭、物品以外の財産上の利益とは、たとえば、葉書の宛名書きのため労務を無償で提供した場合などがこれに該当します。

ウ 「その他の収入」とは、収入の中から寄附を除いたものをいいます。たとえば、借

- 入金、選挙運動のための物品を売却して得た代金、自己資金等がこれに該当します。
- (5) 「寄附をした者の住所又は主たる事務所の所在地」欄
番地まで詳しく書いてください。
- (6) 「寄附をした者の氏名又は団体名」欄
団体の名称は、原則として、略することなく正式な名称を記載してください。
- (7) 「寄附をした者の職業」欄
個人の場合は、「農業」、「会社員」、「織物業」等により記載し、団体の場合は、「政党」、「政治団体」等の例により忘れずに記載してください。
- (8) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄
寄附およびその他の収入が金銭以外のものであるとき、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。たとえば、労務の無償提供の場合は、「無償労働何時間」の例により記載してください。
- (9) 「備考」欄
ア 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「労務提供」「選挙事務所提供」の例により記載してください。
イ 「その他の収入」の場合には、「自己資金」、「借入金」の例により記載してください。
- (10) 「計」欄（収入総括表）
ア 「寄附」欄には、「種別」欄に「寄附」と記載したものについて、その合計額を記載してください。
イ 「その他の収入」欄には、「種別」欄に「その他の収入」と記載したものについて、その合計額を記載してください。
ウ 「計」欄には、当該報告分の収入の総計の額（ア及びイの合計と一致すること。）を記載してください。
- (11) 「前回計」欄（収入総括表）
第2回以後の報告書を提出する場合に、その前回までのそれぞれの欄の合計額について記載してください。したがって、第1回報告分の場合は、空欄となります。
- (12) 「総額」欄（収入総括表）
第1回の報告の場合は、「計」欄と同額が記載され、第2回報告以後は、「計」と「前回計」とを合計した額が記載されます。

以下、選挙運動費用に算入される収入例を掲げましたので参考にしてください。

選挙運動費用に算入される収入例
○ 陣中見舞は、寄附として、取り扱わなければならない。（昭26 国警）
○ 労務の無償提供は寄附として取り扱い、同時に同額の支出となる。（昭23 実例）
○ 実費弁償を選挙運動員が受けない場合は、同額の寄附として取り扱い、同時に同額の支出となる。（昭28 実例）
○ 政党の候補者へ交付されるいわゆる公認料は寄附とする。（昭23 実例）

5 支出の部

(1) 一般的事項

ア 各費目に属する支出の具体例は、次のとおりであるので、この順序に従ってください。

① 人件費

選挙運動のために使用する労務者及び事務員等（事務員等については、委員会に届出た者）に対する報酬。ただし、選挙運動用自動車の運転手の雇料及び超過勤務手当は、算入されない。

② 家屋費

○ 選挙事務所費

事務所借上料、事務所の修繕料、事務所の備品借上料（机、椅子等）、臨時電話架設費

○ 集会会場費

個人演説会の会場借上料

③ 通信費

事務連絡用の葉書等、事務連絡用の電報、電話（架設費を除く。）に要する費用（無料で交付される選挙運動用通常葉書の代金相当額は算入しなくてよい。）

④ 交通費

運動員、事務員、労務者の交通費

⑤ 印刷費

選挙運動用ポスター、ビラ及び選挙運動用葉書の印刷代（ポスター及びビラの印刷費は、公費負担の対象となるが、公費負担分も含めて全額を計上する必要がある。）

⑥ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

⑦ 文具費

紙、筆、墨その他選挙運動のために使用した消耗品代

⑧ 食料費

湯茶及び法律上許容された範囲内で運動員及び労務者に対して提供する弁当代

⑨ 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用

⑩ 雑費

燃料費、電気代、水道料

イ 支出のあった日付ごとに、また、各件ごとに記載してください。

ウ 記載の順序は、アの各費目別によるほか支出の日付の順によって記載してください。

(2) 「月日」、「金額又は見積額」欄

「収入の部」の要領に準じて記載してください。

(3) 「区分」欄

ア 「立候補準備（立候補準備のための支出）」又は「選挙運動（選挙運動のための支出）」のどちらかを記載してください。

イ 立候補届出日の前日までの支出を立候補準備のための支出とし、立候補届出日以後の

支出は、選挙運動として区分してください。

(4) 「支出の目的」欄

支出の目的（謝金、人夫賃、家屋賃借料等）、員数等を記載してください。

(5) 「支出を受けた者」、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄

収入の部の「寄附をした者」及び「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄の記載要領に準じて記載してください。

(6) 「計」欄（支出総括表）

ア 「立候補準備のための支出」欄には、「区分」欄に「立候補準備」と記載したもののについてその合計額を記載してください。

イ 「選挙運動のための支出」欄には、「区分」欄に「選挙運動」と記載したもののについて、その合計額を記載してください。

ウ 「計」欄には、当該報告分の支出の総計の額（ア及びイの合計と一致すること。）を記載してください。

(7) 「前回計」欄（支出総括表）

第2回以後の報告書を提出する場合に、その前回までのそれぞれの欄の合計額について記載してください。したがって、第1回報告分の場合は、空欄となります。

(8) 「総額」欄（支出総計表）

第1回の報告の場合は、「計」欄と同額が記載され、第2回報告以後は、「計」と「前回計」とを合計した額が記載されます。

(9) 参考欄

下記に、選挙運動費用に算入されない支出例と算入される支出例を掲げましたので、参考にしてください。

選挙運動費用に算入されない支出例
○ 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出（法 197①Ⅳ）
○ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料 — 契約のための印紙税等 —（法 197①Ⅴ）
○ 選挙運動用自動車を使用するために要した費用（法 197②、昭 28 実例） — 借上料、ガソリン代、オイル代、タイヤ代、修繕代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代 — （ただし、自動車につけるスピーカーの借上料及び看板の作成代金は選挙運動費用に含まれる。）
○ 候補者が乗用する車等のために要した支出（法 197①Ⅲ）
○ 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした <u>支出以外のもの</u> （法 197①Ⅰ）
○ 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と <u>意思を通じてした支出</u> 以外のもの（法 197①Ⅱ）（ただし、この支出は出納責任者の支出権限の規制に違反するものであり、支出をした者には罰則の適用があります。）（法

187①、246Ⅳ)

- 選挙事務所に臨時電話を架設した際、電話局から保証金を徴収された。保証金は期限終了後、ただちに全額返還される旨契約書に明記してある。この場合には、当該保証金は選挙運動に要した支出として会計帳簿に記載する必要はない。（昭 34 実例）
- 選挙事務所を借りるための権利金は、それが返還される（又は次の借受人から取れる）場合は算入する必要はない。（昭 35 実例）
- 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合、その費用（昭 22 実例）

選挙運動費用に算入される支出例

- 運動員の実費弁償（選挙運動のための交通費等）は、運動員がその受領を辞退した場合でも選挙運動費用に算入する。この場合、同額を寄附として収入に算入のこと。（昭 28 実例）
- 家族又は親族が労務を提供した場合でも、一般労務者を雇ったと同様に、その労力を時価に換算して選挙運動費用に算入する。この場合、同額を寄附として収入に算入のこと。ただし、本業の合間に、短時間選挙運動のために労務を提供したような場合で、金銭に見積ることが困難であるような場合には、選挙運動費用に加算する必要はないものと解する。（昭 25 実例）
- 候補者が運動に行った先で、友人宅に無料で宿泊した場合は、その宿泊料を時価に見積もった額を、選挙運動費用として計上する。この場合、同額を寄附として収入に算入のこと。（昭 21 実例）
- 応援弁士に支払う費用に関して、報酬を支払うことはできないが、実費弁償をすることは当然であり、その費用は、選挙運動費用に算入されるものである。（昭 25 実例）
- 選挙運動用自動車を有料駐車場に止めた場合の駐車料金は、選挙運動費用に算入すべきである。（昭 57 実例）
- 既往の選挙の際に買置きたる資材については、買入当時の価格を加算するべきである。（昭 21 実例）
- 出納責任者に対する実費弁償は、算入される。（昭 26 実例）
- 選挙事務所へ電話を設置する費用（昭 22 実例）
- 事務連絡用の電話及び電報に要した経費（昭 24 実例）